

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
別記 9 本人限定受取郵便物の名あて人等であることを証明するに足りる書類 本人限定受取郵便物の名あて人等であることを証明するに足りる書類は、次の区別に従い、それぞれ次に掲げるもの（郵便物を受け取ろうとする者の氏名が記載されており、かつ、郵便物を受け取る日において有効なものに限ります。）とします。 1 基本型 (1) 又は(2)のいずれかとします。 (1) (略) (2) 次に掲げる書類のいずれか2点（ただし、<u>ケ</u>及び<u>コ</u>を各1点提示し、又は<u>コ</u>を2点提示することはできません。）。 ア 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証 イ 共済組合員証 ウ 健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度等に係る資格確認書 エ 国民年金手帳 オ 基礎年金番号通知書 カ 年金手帳 キ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ク 共済年金又は恩給等の証書 ケ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。） コ 学生証、会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書で写真をはり付けたもの（(1)に掲げるもの及び<u>ケ</u>を除きます。） 2 特例型 次に掲げる書類（郵便物を受け取ろうとする者の住所又は居所及び生年月日が記載されているものに限ります。）のいずれか1点。 (1) 1に掲げる書類（(1)のエの(イ)、(ウ)及び(オ)から(ツ)まで並びに(2)の<u>オ</u>、<u>キ</u>、<u>ク</u>及び<u>コ</u>に掲げる書類を除きます。） (2) (略) 3 特定事項伝達型 (1) 及び(2)の書類とします。 (1) 2に掲げる書類（1の(1)のキ並びに(2)のアから<u>エ</u>まで及び<u>カ</u>に掲げる書類を除きます。）であって写真をはり付けたもののいずれか1点。 (2) (略)	別記 9 本人限定受取郵便物の名あて人等であることを証明するに足りる書類 本人限定受取郵便物の名あて人等であることを証明するに足りる書類は、次の区別に従い、それぞれ次に掲げるもの（郵便物を受け取ろうとする者の氏名が記載されており、かつ、郵便物を受け取る日において有効なものに限ります。）とします。 1 基本型 (1) 又は(2)のいずれかとします。 (1) (略) (2) 次に掲げる書類のいずれか2点（ただし、<u>ク</u>及び<u>ケ</u>を各1点提示し、又は<u>ケ</u>を2点提示することはできません。）。 ア 介護保険の被保険者証 イ 健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度等に係る資格確認書 ウ 国民年金手帳 エ 基礎年金番号通知書 オ 年金手帳 カ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 キ 共済年金又は恩給等の証書 ク 道路交通法（昭和35年法律第105号）第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。） ケ 学生証、会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書で写真をはり付けたもの（(1)に掲げるもの及び<u>ク</u>を除きます。） 2 特例型 次に掲げる書類（郵便物を受け取ろうとする者の住所又は居所及び生年月日が記載されているものに限ります。）のいずれか1点。 (1) 1に掲げる書類（(1)のエの(イ)、(ウ)及び(オ)から(ツ)まで並びに(2)の<u>エ</u>、<u>カ</u>、<u>キ</u>及び<u>ケ</u>に掲げる書類を除きます。） (2) (略) 3 特定事項伝達型 (1) 及び(2)の書類とします。 (1) 2に掲げる書類（1の(1)のキ並びに(2)のアから<u>ウ</u>まで及び<u>オ</u>に掲げる書類を除きます。）であって写真をはり付けたもののいずれか1点。 (2) (略) 附 則（2025年10月17日 2025-日郵統マ第0049号） （実施期日）

	<u>第1条 この改正規定は、2025年12月2日から実施します。</u> <u>(本人限定受取郵便物に関する経過措置)</u> <u>第2条 この改正規定の実施前に差し出された本人限定受取郵便物については、この改正規定の実施後の規定を適用します。</u>
--	---